

令和8年度若年層向け人権啓発事業におけるキャッチコピー募集要項

1 趣旨・目的

すべての人の人権が尊重される豊かな社会を実現するためには、一人ひとりが人権尊重の意識を高めることが大切です。

将来の社会を担う若年層の人権意識のより一層の向上のために、県内の大学生の皆さんから人権に関するキャッチコピーを募集します。

2 募集テーマ

「性の多様性」

LGBT などの当事者の中には、偏見や差別をおそれて打ち明けられず、生きづらさを抱えている人がいます。

誰もが自分らしく、生きていける社会を目指して。

性の多様性への理解が深まるようなキャッチコピーを募集します。

3 使用目的

優秀作品は、啓発資材(卓上ポップ)に表示し、大学の食堂や談話室等に設置します。また、優秀作品は本事業以外の人権啓発事業においても使用することがあります。

優秀作品を周知することにより、若年層の人権意識の向上を図ります。

4 応募資格

滋賀県に在住または在学する大学生(大学院生も含む)

5 募集期間

令和8年(2026年)6月1日(月曜日)から令和8年(2026年)7月31日(金曜日)まで

6 応募点数

1人5点まで応募できます。

なお、1人5点を超える応募があった場合は、受付順で6点目以降の作品は無効とします。

7 応募にかかる必要事項

- ・キャッチコピー
- ・作者の名前
- ・ペンネーム(ペンネームでの公表を希望される場合に限り)
- ・滋賀県への在住・在学状況
- ・大学名
- ・電話番号
- ・メールアドレス

・ジンケンダー体験の希望の有無

8 応募方法

以下の URL(しがネット受付サービス)にアクセスし、必要事項を入力してご応募ください。

<https://ttzk.graffer.jp/pref-shiga/smart-apply/surveys/9216413974524282260>



9 応募要件

キャッチコピーは35文字以内としてください。(漢字、ひらがな、カタカナ、アルファベットの使用可。記号やスペースも1文字と数えます。)

また、作品は未発表の自作のものに限ります。

10 審査

(1) 審査員

審査員は、人権施策推進課および関係課の5名とします。

(2) 審査方法

ア 一次審査

応募作品のうち、募集要項に定める要件を満たした作品について、各審査員が審査基準により採点を行います。

イ 二次審査

各審査員の一次審査の結果を集計し、評価の高い上位3点について審査会において協議し、優秀作品1点を選定します。

(3) 審査基準および評価点数

項目	基準	評価点数	
訴求力	多様な性があることや、相手の“自分らしさ”を尊重することの大切さが伝わるものであるか。	大変優れている	5点
		優れている	4点
		普通	3点
		やや不足している	2点
		不足している	1点
印象力	強く心に残るものであるか。	大変優れている	5点

		優れている	4点
		普通	3点
		やや不足している	2点
		不足している	1点
汎用性	広く多方面に用いることのできるものであるか。 啓発事業に活用しやすいか。	大変優れている	5点
		優れている	4点
		普通	3点
		やや不足している	2点
		不足している	1点

11 優秀作品の発表

優秀作品の発表は、令和8年8月中に本人に通知するとともに、滋賀県ホームページへの掲載や報道機関を通じて公表する予定です。

また、優秀作品の発表の際は、作者の氏名(またはペンネーム)および大学名もあわせて公表させていただきます。

なお、入賞されなかった方への通知は行いませんのでご了承ください。

12 表彰

優秀作品に選ばれた作者には、QUO カード5千円分を贈呈します。

また、県が実施する人権啓発イベント等において、滋賀県人権啓発キャラクター「ジンケンダー」の着ぐるみに入り、県民とふれあうことができる「ジンケンダー体験」ができます。

13 個人情報の取扱い

応募作品に係る個人情報については、応募状況の確認、作品の審査・発表、作者への通知以外の目的で使用することはありません。

14 著作権等に関する事項

(1)優秀作品の著作権(著作権法第27条および第28条に規定する権利を含む。)、その他一切の権利(商標・意匠の出願および登録をする権利)は、すべて滋賀県に帰属するものとし、作者(著作者)は滋賀県および滋賀県が指定する第三者に対して、著作者人格権を行使できないものとします。

(2)下記の場合、優秀作品の発表後であっても決定を取り消すことがあります。

ア 公序良俗に反する場合

イ 応募フォームに虚偽の記載をした場合

ウ 優秀作品が別途過去に公表されたものと同じもしくは酷似している場合

エ 第三者の知的財産権の侵害の恐れがある場合

オ 法令または本募集要項に反する場合

(3)優秀作品について、第三者から権利侵害等の損害賠償が提起された場合は、滋賀県では一切の責任を負いかねます。

15 応募等に関する注意事項

(1)応募に要する費用は、応募者の負担とします。

(2)応募作品は返却しません。

(3)以下の応募は選考対象とはなりません。

ア 公序良俗に反する場合

イ 応募フォームに虚偽の記載をした場合

ウ 応募した作品が別途過去に公表されたものと同じもしくは酷似している場合

エ 第三者の知的財産権の侵害の恐れがある場合

オ 法令または本募集要項に反する場合

(4)以下に関する通知・問い合わせは対応いたしませんので、あらかじめご了承ください。

ア 選考過程

イ 選考結果、理由

(5)本募集要項に記載した事項については、今後、滋賀県の判断により、変更または追加することがあります。

(6)応募をもって本募集要項に同意いただいたものとみなします。

16 応募先・問い合わせ先

滋賀県総合企画部人権施策推進課

〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号

電話:077-528-3533

ファクシミリ:077-528-4852

メール:cf00@pref.shiga.lg.jp